

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人遠山丙市、同渡辺敏郎の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（なお、売春防止法一一条二項の「業とする」の法意に関する原判示は正当であり、所論の法令違反は認められない。）

よつて、刑訴四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三七年五月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 入 江 俊 郎

裁判官 斎 藤 悠 輔

裁判官 下 飯 坂 潤 夫

裁判官 高 木 常 七